

議事日程(第1号)

平成29年3月1日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 1号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 2号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 3号 工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第 4号 工事請負契約の変更について
- 日程第 9 議案第 5号 町営路線の認定について
- 日程第10 議案第 6号 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第11 議案第 7号 平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第 8号 平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第 9号 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第10号 平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第11号 平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第16 議案第12号 須恵町立図書館協議会条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 須恵町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第15号 須恵町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第16号 須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第17号 須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第22 議案第18号 須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正す  
る条例
- 日程第23 議案第19号 須恵町カルチャーセンターの設置及び管理運営に関する条例の一  
部を改正する条例
- 日程第24 議案第20号 平成29年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第25 議案第21号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第26 議案第22号 平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
- 日程第27 議案第23号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について

- 日程第 28 議案第 24 号 平成 29 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第 29 議案第 25 号 平成 29 年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第 30 議案第 3 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 31 議案第 4 号 工事請負契約の変更について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 議案第 1 号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 2 号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 3 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第 4 号 工事請負契約の変更について
- 日程第 9 議案第 5 号 町営路線の認定について
- 日程第 10 議案第 6 号 平成 28 年度須恵町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 11 議案第 7 号 平成 28 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 12 議案第 8 号 平成 28 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 9 号 平成 28 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 14 議案第 10 号 平成 28 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 11 号 平成 28 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 12 号 須恵町立図書館協議会条例の制定について
- 日程第 17 議案第 13 号 須恵町表彰条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 14 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 19 議案第 15 号 須恵町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 16 号 須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 17 号 須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議案第 18 号 須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 23 議案第 19 号 須恵町カルチャーセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第24 議案第20号 平成29年度須恵町一般会計予算の提出について  
 日程第25 議案第21号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について  
 日程第26 議案第22号 平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について  
 日程第27 議案第23号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について  
 日程第28 議案第24号 平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について  
 日程第29 議案第25号 平成29年度須恵町水道事業会計予算の提出について  
 日程第30 議案第 3号 工事請負契約の締結について  
 日程第31 議案第 4号 工事請負契約の変更について

---

出席議員(14名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 児 玉 求   | 2番  | 世 利 孝 志 |
| 3番  | 白 水 勝 元 | 5番  | 三 角 栄 重 |
| 6番  | 田 ノ 上 真 | 7番  | 松 山 力 弥 |
| 8番  | 猪 谷 繁 幸 | 9番  | 田 原 重 美 |
| 10番 | 合 屋 伸 好 | 11番 | 原 野 敏 彦 |
| 12番 | 三 上 政 義 | 13番 | 柴 田 真 人 |
| 14番 | 今 村 桂 子 | 15番 | 三 角 良 人 |

---

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 局 長 | 吉 松 良 徳 | 係 長 | 白 水 誠 |
|-----|---------|-----|-------|

---

説明のため出席した者の職氏名

|         |           |           |           |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 町 長     | 中 嶋 裕 史   | 副 町 長     | 平 松 秀 一   |
| 教 育 長   | 安 河 内 文 彦 | 理事(会計管理者) | 今 泉 俊 裕   |
| 総 務 課 長 | 満 行 誠     | まちづくり課長   | 櫻 木 幹 夫   |
| 都市整備課長  | 安 河 内 久 人 | 地域振興課長    | 安 河 内 隆   |
| 上下水道課長  | 石 井 浩 二   | 健康福祉課長    | 小 林 は つ み |

|           |           |         |         |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 住 民 課 長   | 梅 野 猛     | 税 務 課 長 | 甲 能 裕 和 |
| 子ども教育課長   | 御 手 洗 文 生 | 社会教育課長  | 川 津 政 文 |
| 総 務 課 参 事 | 平 山 幸 治   | 総務課課長補佐 | 諸 石 豊   |
| 監 査 委 員   | 百 田 清 二   |         |         |

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。

このところは、二、三日は暖かくなりましたが、その前は真冬日と春日が来たような温度変化が激しゅうございました。また週末には寒くなるそうでございます。2週間の長期の議会になりますので、皆さん、体調を崩さんように、ひとつよろしくお願ひします。

開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申し出があつており、許可したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

ただいまから平成29年第1回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員会の経過報告を求めます。7番、松山力弥議員。

○議会運営副委員長（松山 力弥） おはようございます。

平成29年第1回定例会、議会運営委員会の協議結果を報告します。

2月22日午後1時30分より議会運営委員会を開催し、平成29年第1回定例会の運営について協議、検討いたしました。

今回提出された議案は25件、町長諸報告5件、閉会中の組合議会報告3件でございます。

会期は、本日3月1日から3月16日までの16日間としております。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会11件、文教厚生委員会7件、予算審査特別委員会7件で、議案第20号から議案第25号までの平成29年度当初予算については一括議題といたします。また、議案第3号、議案第4号は、本日、全ての提案理由の説明後、総務建設産業委員会で審査し、本会議再開後、採決するようにいたしております。

次に、日程についてですが、中本会議を3月6日午前10時から、終了後、全員協議会、7日は午前9時から工事現場視察、終了後、各常任委員会、一般質問は8日午前9時から行います。

3月16日が最終本会議で、終了後に広報特別委員会を開催いたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

---

#### 日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回定例会の会期を、本日から3月16日までの16日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第1回定例会の会期を、本日から3月16日までの16日間と決定しました。

---

## 日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、12番議員、13番議員を指名します。

---

## 日程第3. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） おはようございます。

3月議会を招集いたしましたところ、原野議員も元気に出てこられましてほっとしておるところで、全員おそろいで何よりも思っております。

それでは、諸報告を申し上げます。

### **平成29年度一般会計予算について**

順番がちょっと変わりますが、まず、平成29年度の一般会計予算から申し上げたいと思います。

平成29年度一般会計歳入歳出当初予算の総額は83億5,000万円で、前年度当初予算に比較いたしますと7億1,000万円の減額でございます。伸び率はマイナス7.8%でございます。これは、アザレア認定こども園の建設が終わったということも入るといふふうに思います。

まず、歳入歳出予算でございますが、歳入について申し上げますと、町税につきましては、個人町民税は1.8%の増、法人町民税は5.3%の減、固定資産税につきましては4.7%の増となっております。町税全体といたしましては、1.9%の増、5,900万円余りの増収を見込んでおるところでございます。

国家予算の約2割を占めます地方交付税でございますが、平成29年度の地方財政計画においては、地方交付税の出口ベースの交付額は、28年度に比しまして2.2%の減の見込みとして計上されておりますことから、本町の交付額は19億円ほど見込んでおります。

また、国庫支出金におきましては、本年度は臨時福祉給付金がございますので、25.9%の減の8億7,000万円程度を見込んでおります。

このような状況から、町債につきましては、臨時財政対策債を6.5%増の3億3,000万円計上いたしております。

その他、第三学童保育所施設整備事業、旅石地区の水路改良事業、それから道路改良事業、城山防災館、これは仮称でございますが、建設事業の財源などで、合計5億4,770万円計上いたしております。

なお、歳入歳出予算収支不足の財源措置といたしましては、財政調整基金から繰り入れとして5億1,000万円に対応いたしております。

次に、歳出予算でございますが、まず義務的経費の人件費でございますが、先に職員数の状況を報告いたしますと、28年度の退職者が8人、採用職員は28年9月に1人、29年1月に1人、4月8人として、職員数は前年度比2人増の148人となっております。

一般会計におきましては、平均年齢は前年度から1歳若返りまして38歳でございます。平均給与月額7,566円上がっております。

扶助費が、児童手当、障害者福祉費の毎年の増加によりまして予算額を押し上げる要因となっております。特に、障害者支援費、自立支援給付費は5,556万円、15%増となっております。

次に、施設整備、基盤整備事業の、いわゆる普通建設事業費でございますが、旅石地区水利改良に1億5,000万円、第三学童保育所整備事業2,090万円、国の社会資本整備総合交付金を活用しての道路橋梁の改良事業は、1億3,250万円を計上いたしまして、交通の安全の確保、あるいは生活環境の維持、向上を図ってまいります。

また、城山防災館建設事業につきましては、8,730万円を計上いたしております。城山区からの寄附金、交付金措置のある起債を活用して、城山地区の防災活動の拠点として整備いたします。

最後に繰出金でございますが、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険広域連合ほか、消防とかごみとかあるわけですが、繰出金など合わせて13億8,100万円を計上いたしております。

以上、平成29年度の一般会計当初予算の報告でございますが、「不要」「不急」の予算は削減いたしまして、必要とされる施策や事業につきまして積極的に取り組んだ予算編成となったものと思っております。

町民一人一人が誇りと愛着を持って、生きがいを実感できる、安全で安心な、魅力あるまちづくりに邁進してまいりますので、今後とも、議員各位を初めとする町民皆様の御理解と御協力をいただきますことをあわせてお願い申し上げます。

#### **平成29年度国民健康保険特別会計予算について**

次に、国民健康保険特別会計当初予算についてでございます。次に、平成29年度国民健康保険特別会計当初予算でございますが、予算総額は38億1,600万円、前年度と比較して1.1%、4,300万円の増額となっております。

国保の被保険者数は、後期高齢者医療制度への移行、あるいは社会保険への加入などによりまして、この1年で約380人が減少し、現在、6,500人ほどとなっております。

しかし、1人当たりの医療費は増加しており、医療費総額におきましても増加傾向が続いております。このような状況を踏まえまして、平成29年度は医療費関連予算を増額した予算編成を

しております。

具体的には、歳出におきましては、保険給付費を1,000万円、高額な医療費を県内で調整する共同事業拠出金を3,400万円増額しております。歳入におきましては、昨年12月議会で承認いただきました税率の改定による国保税約1,800万円、国庫支出金及び共同事業交付金で約1億9,000万円を増額いたしております。

平成29年度は、県が国保財政運営主体となる国保制度改革前の最後の1年となるわけでございます。

保健事業の充実を初め、より一層、収支両面にわたる効率的かつ効果的な取り組みに努めてまいりたいと思っておりますので、今後とも議員各位の変わらぬ御支援と御指導をよろしくお願い申し上げます。

### 平成29年度水道事業会計予算について

続いて、平成29年度水道事業会計予算でございますが、収益的収支予算の収入額は6億4,166万2,000円で、前年比4.1%の増、金額にして2,535万3,000円の増でございます。これは、水道使用料の増によるものでございます。支出額は5億5,514万4,000円で、前年比4.5%の減、金額にして2,610万円の減でございます。これは、減価償却費、第6次拡張事業で整備を行いました機械及び装置の減価償却が終了したことによる減でございます。29年度の収支は、8,651万8,000円の利益剰余金が見込まれます。

次に、資本的収支予算の収入額は2億4,155万円で、前年比58.7%の増、配水施設改良に伴う企業債及び国庫補助金によるものでございます。支出額は3億9,177万6,000円で、前年比21.5%の増、配水施設改良費の増によるものでございます。不足する額1億5,022万6,000円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

水源の汚染防止を図り、良質な水を安定的に供給できるよう、緊急時用連絡管布設工事を初めとする施設改良費を計上しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

### まちづくり推進事業について

続いて、まちづくりの推進についてでございます。平成29年度のまちづくり推進のための事業といたしまして3つの事業を行ってまいります。

まず第1に、プレミアム商品券及びプレミアム付き住宅リフォーム券の販売事業でございます。

住宅リフォーム等を対象とした須恵町プレミアム付き住宅リフォーム券及びプレミアム商品券を、どちらもプレミアム率といたしまして20%で、昨年に引き続き、発行総額1億7,400万円を、町指定金融機関であります西日本シティ銀行須恵支店を窓口、商工会主催で販売してまいります。

町外からの現金獲得による経済的効果は多大なものがあると確信いたしており、平成28年度

リフォーム券による工事額、約1億8,000万円が町内へ消費喚起されており、国税と法人住民税を合わせますと約1,500万円の税額効果を見込んでおります。町内で事業を営んでおられる方々の、稼ぐ力の潤滑油となる事業といたしまして、大きな期待を寄せているところでございます。

第2に、須恵町のPR事業でございます。

昨年度行いました須恵町のPR事業におきまして、郷ひろみさんの関係者の方を招いての職員研修や3コミュニティで行われました夏祭りなどのイベント会場において、郷ひろみさんのディナーショーチケット抽選会を行ったところでございます。今年度におきましては、商工会のイベント開催時に抽選券を発行するなど、イベント参加者数拡充も考慮いたしまして、郷ひろみさんのコンサートに町内外の方50組を招待し、広く須恵町をアピールすることといたしております。

最後に、オープンイノベーション戦略推進事業でございます。

須恵町の総合戦略の効果をさらに加速化させるために、須恵町オープンイノベーション戦略推進事業に取り組んでまいります。

28年度におきましては、企業の代表の方や商工会、農業関係者の方々数名で、具体的にワーキンググループを行いながら、実現のためのディスカッションを重ねてまいりました。

さらに、センター事業運営と喫茶等の機能を有した、戦略推進事業の拠点となりますオープンイノベーションセンターを、加速化交付金を利用いたしまして、須恵中央駅前に建設することに至っております。

町内外の事業者間による新しい事業の創出により、稼ぐ力を培っていただき、商工業や農業にもその効果が波及していくようなまちづくりのための一役となることを目的といたしております。

須恵町の繁華街のへそとなる場所として成長していくための、その呼び水となる一矢となることを大いに期待をしておるところでございます。

これから、須恵町は、税金や交付金のみに頼ることなく、稼ぐ力を身につけていくことが、これからの厳しい時代を乗り越えていくための必須条件となることと真摯に受けとめており、今後もさらに努力してまいりたいと思っております。

### **民設民営認定こども園仮称「明道館」建設について**

次に、民設民営による認定こども園でございますが、子ども・子育て支援新制度が開始されて3年目を迎えます。新制度と同時に保育所入園要件が緩和され、保育所待機児童数が著しい増加をいたしました。

待機児童解消に向けた対策として、れいんぼー幼稚園、そしてアザレア幼稚園の建設を行い、ハード面の整備を行ってまいりましたが、転入者の急増に伴い、待機児童解消には至っておりません。さらに、幼稚園においても待機児童が出るほどに教育、保育のニーズが高まっている状況

にあります。

地理的環境に加え、須恵町が目指すゼロ歳から義務教育終了までの行き届いた教育施策のあらわれではないかと思っております。

この状況を踏まえ、町内の篤志の方による保育事業参入の申し入れがあり、認定こども園の建設計画が出されました。これを受けまして、町といたしまして待機児童解消につながるものと考え、また早急に必要な施設であることから支援することといたしました。

そして、県の事業であります、安心こども基金の補助金交付申請がなされ、1月に交付決定がなされております。この交付決定により、平成28年度事業として幼保連携型認定こども園園舎の整備が開始されます。そして、本年11月に開園予定となっております。この施設ができることで、可能な限りゼロ歳児から3歳児までの児童受け入れをお願いすることで、さらに待機児童が減少することを見込んでおります。

あわせて、先ほど申し上げました幼稚園の待機児童の解消策については、緊急ではありましたが、平成29年度4月から幼稚園教諭の確保を行うことによつて、幼稚園3園の3歳児の定数を4、5歳児と同じように25人から35人に改めまして、待機児童を減らすこととなると見込んでおります。

今後とも、須恵町の将来を担う子どもたちの育成に努めてまいり所存でございますので、議員の御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（三角 良人） これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。9番、田原議員。

○議員（9番 田原 重美） 今の町長から、何ですか、来期からですか、3歳児が25人から35人になるとは。期日はいつからになつとうとですか。

○町長（中嶋 裕史） 4月。

○議員（9番 田原 重美） 来年の4月から。

○町長（中嶋 裕史） 今年。

○議員（9番 田原 重美） 今年の4月。そうですか。ありがとうございます。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて質問を終結します。

---

#### 日程第4. 議会報告

○議長（三角 良人） 日程第4、これより議会報告に入ります。

なお、組合議会報告につきましては、議案審議内容を簡単に御報告させていただきますよう

お願いします。

まず、閉会中に北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。

8番、猪谷繁幸議員。

○議員（8番 猪谷 繁幸） 北筑昇華苑組合議会報告をさせていただきます。

平成29年2月8日に古賀市役所会議室において、第1回定例会が開催されました。

日程第6、第1号議案北筑昇華苑組合情報公開条例の制定については、北筑昇華苑組合が保有する行政情報について、情報公開をより一層推進するため、情報公開に関する条例を定めるものである。

日程第7、第2号議案北筑昇華苑組合個人情報保護条例の制定については、北筑昇華苑組合が保有する個人の情報適正な取り扱いの確保のため、個人情報の保護に関する条例を制定するもので、いずれも全員賛成で可決されました。

続きまして、日程第8、第3号議案北筑昇華苑組合北筑昇華苑条例の一部を改正する条例の制定については、葬祭場の使用の時間及び使用料を変更するもので、全員賛成で可決しました。

日程第9、第4号議案平成28年度北筑昇華苑組合会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,395万1,000円を増額し、歳入歳出それぞれ2億7,088万円とするものです。決算見込みによるもので、全員賛成で可決されました。

日程第10、第5号議案平成29年度北筑昇華苑組合会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,278万5,000円と定めるもので、前年度予算比414万4,000円の減で、主な要因は、議会費における費用弁償及び施設整備総合計画策定等の委託料の減額によるもので、全員賛成で可決されました。

日程第11、第6号議案北筑昇華苑組合会計監査委員の選任について、従前の監査委員からの組合議会議員が選任した監査委員の任期が、平成28年11月29日をもって満了したことに伴い、地方自治法第196条第1項の規定により、北筑昇華苑組合議会議員のうちから因辰美氏が選任され、全員賛成で同意しました。詳細につきましては、議員控室に置いておりますので御参照ください。

以上で、北筑昇華苑組合議会の報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。10番、合屋伸好議員。

○議員（10番 合屋 伸好） 須恵町外二ヶ町清掃施設組合定例会の報告でございます。

去る2月21日、平成29年第1回須恵町外二ヶ町清掃施設組合定例会が開催されました。議事日程につきましては、お手元に配付している資料のとおりでございます。

議長が、議案のみを簡単にということでございますが、必要性を感じまして組合長の諸報告を

若干させていただきます。

まず、し尿処理施設関連につきましては、4月から本年1月までの10カ月間で1万1,713.3キロリットルのし尿を処理しています。前年同期と比較しますと、約2.85%減少しております。本年度も主処理工程の負荷対策として実施しております週休運転方式で、管理経費の削減が見込まれております。今後も状況に応じた対策、修繕を行いながら、処理業務を行ってまいりたいということでございます。

次に、クリーンパークわかすぎの運営管理についてでございますが、RDF施設及びリサイクルプラザ、両施設とも順調に稼働いたしております。

RDF施設では、4月から本年1月までの10カ月間で約3万5,700トンの可燃ごみを処理し、約2万1,000トンのRDFを大牟田リサイクル発電所へ搬出しております。

また、リサイクルプラザでは、同じく10カ月間に2,187トンの不燃・資源ごみ等を処理しており、資源有価物の売却により約2,400万円の収入がっております。

大牟田リサイクル発電事業関係につきましては、昨年12月27日に第1回大牟田リサイクル発電事業運営協議会が開催され、平成34年度をもって事業期間を延長せず、大牟田リサイクル発電事業を終了する提案に全員一致で賛成しております。

また、30年度以降34年度までの5年間の長期事業計画につきましては、変更がございません。

平成29年度RDF処理委託料単価は、平成28年度と同じ、トン当たり1万500円となっております。

それから、事業稼働延長に係る地元対策事業でございますが、本年度から3カ年で終了する予定で進んでおります、との報告がございました。

それでは、議案でございます。今回の付議事件は2件でございます。

まず、議案第1号平成28年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入予算の補正につきましては、主なもので、構成町3町分担金及び2町受託費の減で9,520万6,000円の減額になっております。うち、須恵町分担金は2,247万9,000円の減額で、内訳といたしましては、ごみ処理分が1,591万2,000円の減、し尿処理分が656万7,000円の減となっております。

歳出予算補正の主なものについては、し尿処理施設運営管理費で、消耗品費、燃料費、修繕料、決算見込みにより1,128万7,000円の減額、また、ごみ処理施設運営管理費で、燃料費、薬品費、消石灰、活性炭、並びに決算見込みにより6,865万4,000円の減額になっております。

リサイクルプラザ運営管理費で、不燃ごみ処理委託料、宇美町最終処分場負担金など、1,380万7,000円の減額になっています。それから、篠栗町地元対策負担金4,490万8,000円の繰越明許費の設定をしています。

全員賛成で可決をしています。

続きまして、議案第2号平成29年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を21億2,616万6,000円と定めるものでございます。前年度と比較いたしまして、3億5,836万2,000円の減になっています。構成町3町分担金が15億1,821万8,000円で、うち須恵町の分担金は4億6,588万8,000円となっており、3町分担金総額の30.69%となっています。

ここで、当初予算の主な増額要因でございますが、施設稼働延長計画分の修繕費及び篠栗町地元対策負担金などが主になっています。また、減額要因ですが、主なものは公債費の減額によるものとなっております。

全員賛成で可決をいたしております。

なお、議案書及び平成29年度予算書につきましては、議員控室に置いておりますので御参照をお願いします。

以上です。

○議長（三角 良人） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。9番、田原重美議員。

○議員（9番 田原 重美） 粕屋南部消防組合報告をさせていただきます。

平成29年2月27日に粕屋南部消防本部において第1回定例会が開催されましたので、報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたため、職員の給与月額及び扶養手当等の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

議案第2号粕屋南部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、重大な消防法違反のある建物、いわゆる違反対象物をホームページにて掲載し公表する違反対象物の公表制度が平成30年4月1日から開始されることに伴い、条例の一部を改正するもので、全員賛成で可決しました。

議案第3号福岡市と粕屋南部消防組合との消防通信指令事務の委託に関する協議については、消防通信指令業務の共同運用を実施するに当たり、共同指令センターとなる福岡市に当該事務を委託するため提出するもので、全員賛成で可決しました。

議案第4号平成28年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,990万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億9,462万8,000円とするものです。

主なものとして、歳出の消防費において、福岡都市圏消防通信指令業務共同運用負担金の減額と車両更新の入札減及び助成金の交付決定されたことに伴い、同様に歳入において地方債が減額となっております。なお、28年度分の須恵町の分担金については、825万2,087円の減となっております。

全員賛成で可決しました。

議案第5号平成28年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ872万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,461万1,000円とするものです。これは、前年度決算額における繰越金の決定による増、及び年度末における決算見込みによる減額となっております。

賛成多数で可決しました。

議案第6号平成29年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億9,839万円と定めるもので、前年度と比べ3億6,960万7,000円の増となっております。これは、議案第3号にあった福岡都市圏消防通信指令業務の委託料、及びそれに伴うシステム整備の共同運用負担金、並びに西出張所に新規配備するタンク車の購入などが主なものとなっております。29年度分の須恵町の分担金は、2億8,297万8,718円となっております。

全員賛成で可決しました。

議案第7号平成29年度粕屋南部消防組合中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,586万8,000円と定めるもので、前年度と比べて2万2,000円の減となっております。

全員賛成で可決しました。

一般質問では、志免町寺田議員より、南部消防署でドクターカー、ドクターヘリの出動を要請されたことがあるか、の質問がなされました。南部消防署では、ドクターカー、ドクターヘリの要請をしたことはないが、青洲会病院がラピッドカーを所有しており、青洲会病院で医師が在駐している場合、要請することは可能との答弁がありました。

なお、須恵町の平成28年火災・救急・救助状況は、火災が7件、救急1,148件、救助6件となっております。

また、同日、全員協議会が開催され、策定された第五次粕屋南部消防組合消防力整備計画について協議がなされました。

この整備計画は、消防本部設立時の基本計画を基調とし、4次にわたり消防力整備計画の策定がなされてきましたが、平成27年度には西出張所の開設、また組合を取り巻く人口の動態、都市構造等、著しく社会環境も変化し、本格的な高齢化社会を迎えています。このような社会情勢を踏まえ、災害の多様化、特殊化、大規模化、救急業務の高度化など、消防に対するニーズに応えるべく、消防行政需要の変化に適切に対応した行政施策の着実な推進を図り、国が示す消防力の整備法指針に基づき、地域住民が安心して安全に暮らせる災害に強いまちづくりをさらに目指すため、人員、施設、車両等の整備について策定されたものです。

質疑等では、平成29年度から運用開始される福岡都市圏消防通信指令業務共同運用について、参加する各消防本部間での要請について、救急はできないが、火災については可能とのことや、29年度に予算計上しているタンク車の購入について、西出張所に配備されれば、それに伴う人員の確保が必要となるため、新規採用により6名の人員確保を行っており、11月には配置できるとの報告がありました。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いてありますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

ここで、篠栗町外一市五町財産組合議会の報告ですが、組合議員の三上議員に不幸ごとがあり、議会に出席されなかったため、報告するわけにはいきませんので資料配布のみにさせていただきます。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。

——質問なしと認めます。

これより議事に入りますが、議案第3号、議案第4号は、議会運営委員会報告にもありましたように、工事契約、工期の関係で、本日、提案理由の説明後、委員会審査を行い、日程を追加し、本日採決を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、本日採決することに決定しました。

次に、一括議題についてお諮りします。議案第20号から議案第25号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

## 日程第5. 議案第1号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第1号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） 議案書は1ページをお願いします。

議案第1号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

提案理由といたしましては、平成28年8月8日の人事院勧告に基づき、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

内容の説明につきましては、3ページの新旧対照表をお願いいたします。

ここでは、要介護者の文言の整理を次の4ページの中ほどまでいたしまして、その4ページの第4項では、要介護者のある職員の時間外勤務の制限規定を設けたものを追加するものでございます。

2ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は平成29年1月1日から適用するものです。

以上のとおり、よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第1号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

---

## 日程第6. 議案第2号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第2号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） 議案書は5ページをお願いいたします。

議案第2号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

提案理由といたしまして、平成28年8月8日の人事院勧告に基づき、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

内容の説明につきましては、8ページの新旧対照表をお願いいたします。

まず、目的、第1条では、条の追加を行っておりますが、その根拠法であります育児休業法の

育児短時間勤務職員に係る条文の追加をいたしまして、改正後の第2条の2は新たな追加で、育児休業法の育児休業の承認規定、第2条第1項に基づきまして、養育里親となっている職員の子を本条例で定めるものでございます。

次に、第2条の3は、改正前の第2条の2の繰り下げでございます。

第3条は、原則、育児休業は、子が3歳に達するまで1回とることができますが、ここでは、その例外、特別の事情を定めるものでございます。

9ページをお願いします。

右側改正前を改正後のように2号立てにしまして、さらに、その第2号のイを追加するものです。ここでは、特別養子縁組及び養子縁組が成立しない場合を新たに設けるものでございます。

第10条では、第3号と同じ内容を育児短時間勤務職員について規定したものでございます。

10ページをお願いします。

第18条では、部分休業につきまして、介護時間をとる場合、部分休業2時間からその分を減じるものとするものです。

7ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用するものです。

以上のとおり、よろしくをお願いします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第2号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第7. 議案第3号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第3号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。櫻木まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻木 幹夫） 議案書11ページをお開きください。

議案第3号工事請負契約の締結について。

下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、須恵東中学校大規模改造工事、契約方法、指名競争入札、請負金、2億2,572万円、請負者、因・吉松建設工事共同企業体、代表者、福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻68番地2、因建設株式会社代表取締役因善一、契約保証の方法、契約保証金2,257万2,000円、条件、

工期は契約の効力が生じた日から平成29年9月29日まで、となっております。

以上、審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 因・吉松の共同企業体ですけれども、下請に須恵の業者のほうは入らないのでしょうか。

○議長（三角 良人） それは議案に関係ありませんから。

ほかに。——これで質疑を終結します。よって、議案第3号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号工事請負契約の締結についてを総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第8. 議案第4号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第4号工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の12ページをお願いします。

議案第4号工事請負契約の変更についてでございます。

下記工事の請負契約締結について、須恵町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

変更前、工事名、公共下水道事業新原地区9工区管渠築造工事、契約方法、指名競争入札、請負金、6,750万円、請負者、福岡県福岡市博多区光丘町1丁目2番30号、株式会社才田組代表取締役才田善之、契約保証の方法、契約保証金（銀行の保証）、675万円、条件、工期、契約の効力が生じた日から平成29年3月10日でございます。

変更後は、工事名、契約方法の変更はございません。請負金、6,721万5,960円。請負者、契約保証の方法、条件の変更はございません。

今回の変更は、計画路線及び舗装復旧面積の減工によるものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第4号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号工事請負契約の変更についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第9. 議案第5号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第5号町営路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安河内都市整備課長。

○都市整備課長（安河内久人） 議案書13ページをお願いいたします。

議案第5号町営路線の認定についてでございます。

道路法第8条第2項の規定により、別紙、町営路線を認定したいので、本議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、町営路線網の整備を図るため、町営路線の認定の必要性が生じたので提案するもので、今回、路線の認定は6路線でございます。

議案書14ページをお願いいたします。

図面番号1番、路線番号その他683号、路線名、佛の浦・芋堀線、起点が旅石字佛の浦115番522地先から、終点、旅石字芋堀70番16地先まで、延長258.4メートル、最大幅員が7.5メートル、最小幅員5メートル。認定理由は、一般公共道路として新規認定のためでございます。ほか5路線の認定につきましては、議案書記載のとおりでございます。図面番号1番につきましては、旧福岡印刷団地組合所有道路の寄附、図面番号2番から6番につきましては、開発行為により新設された道路の帰属によるものでございます。路線図を15ページから20ページに添付いたしております。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第5号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号町営路線の認定についてを総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前10時57分休憩

午前11時09分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

## 日程第10. 議案第6号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第6号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） 議案書は21ページをお願いします。

議案第6号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第5号）について。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成28年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

別冊の1ページをお願いいたします。

平成28年度須恵町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億6,300万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億1,028万2,000円とするものです。

第2項では、第1表で歳入歳出予算補正を、続く第2条では、第2表地方債補正で変更を、第3条では第3表繰越明許費補正で追加をいたします。

次の2ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主なところを申し上げます。

6款1項地方消費税交付金は、福岡県からの交付決定通知により5,820万8,000円の減額です。

9款1項地方交付税は、普通交付税決定額に合わせまして1億692万9,000円を減額補正しております。

13款1項国庫負担金1,042万6,000円の減額は、児童手当分の減額1,300万円を含んでおります。

2項国庫補助金3億72万9,000円の減額は、歳出でも減額補正しておりますが、臨時福祉給付金に対します国庫補助金と社会資本整備総合交付金をそれぞれ減額補正しております。

14款2項県補助金1,184万5,000円の減額は、主に重度障害者医療など、いわゆる公費医療費県補助金の減額でございます。

16款1項寄附金358万5,000円の増額は、ふるさと応援寄附金の増額補正でございます。

17款1項繰入金は、歳出予算の不用額の減額によりまして、800万円の減額をしております。

20款1項町債7,300万6,000円の減額は、第2表地方債補正のところで御説明をいたします。

次の3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

ほとんどの款におきまして、年度末の決算見込みから予算執行残の減額を今回行っております。主だったところを御説明いたします。

2款1項総務管理費2,669万円の減額は、電算管理費のサーバー業務委託料ハード補修及び使用料の減額です。

3款1項社会福祉費2億9,405万3,000円の減額は、歳入の国庫補助金のところで申しました、臨時福祉給付金給付事業費2億4,654万7,000円の減額でございます。

4款1項保健衛生費2,866万1,000円の減額は、予防接種等の委託料、個別及び集団健診委託料などの減額でございます。

2項清掃費5,694万5,000円の減額は、主に3町清掃施設組合負担金の減額です。

8款2項道路橋梁費1億337万円の減額は、歳入の国庫補助金のところで申しました、社会资本整備総合交付金を財源とします町道の改良工事及び舗装改良工事の減額です。

5項下水道費873万7,000円の減額は、公共下水道事業特別会計への一般会計からの繰出金の減額です。

9款1項消防費772万3,000円の減額は、粕屋南部消防組合負担金の減額です。

10款教育費4,628万7,000円の減額を総じて申し上げますと、臨時雇用の賃金、中学校ランチサービス事業等の委託料、須恵中外壁改修工事、エアコンほか備品購入などの減額を積み上げたものでございます。

続きまして、5ページをお願いします。

第2表地方債補正でございます。

歳入の補正予算20款の町債にありました減額7,300万6,000円の内容です。

1件目は臨時財政対策債、2件目がアザレア幼児園建設事業債、最後に道路改良事業債、以上3件の起債について、その限度額を変更しまして減額するものです。起債の方法等に変更はございません。

次の6ページ、第3表繰越明許費補正におきましては、新たに3件の事業を追加しております。

1件目は2款1項の地方公共団体情報システム機構負担金206万1,000円、2件目は3款2項の保育所等整備事業費補助金6,028万8,000円で、この2件はこの3月議会に補

正予算を提出しておるものでございます。

3件目は、当初予算で提出しております、9款1項の福岡県防災行政無線設備再整備事業費負担金353万3,000円でございます。

ここでは、歳出予算に計上しております予算が、その性質上、年度内にその支出を終わらない見込みがあるため、あらかじめ議会の議決をいただきまして、翌年度に繰り越して使用するための補正でございます。

以上のとおり、本議会に必要となります補正予算を提出いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第6号を議長を除く13人で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第5号）を予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので報告します。

委員長に今村桂子議員、副委員長に田ノ上真議員であります。

---

### 日程第11. 議案第7号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第7号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 議案書の22ページをお願いいたします。

議案第7号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成28年度歳入歳出補正予算で説明いたします。

補正予算書の43ページをお願いいたします。

平成28年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出の予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,542万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を39億5,004万6,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしておりま

す。

次のページの44ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。

1款1項国民健康保険税120万円の減額は、29年1月末の調定額及び収納率により算定しました決算見込みによる補正でございます。

3款国庫支出金から6款の県支出金までは交付金等の申請及び交付決定通知による増減補正でございます。

8款1項他会計繰入金60万5,000円の増額は、保険基盤安定繰入金の増額、財政安定化繰入金の減額によるもので、国への報告額、県からの通知額によるものです。

10款諸収入669万9,000円の増額は、延滞金、第三者納付金等の収入済み額により補正をしております。

続いて45ページ、歳出です。

1款総務費91万円の減額は、需用費、役務費の決算見込み額によるものです。

2款保険給付費1項療養諸費、2項高額療養費は、それぞれ一般被保険者分を減額し、同額を退職者被保険者等分に増額しましたので、差し引き補正額はゼロ円となっております。

3款後期高齢者支援金から6款介護納付金までは、社会保険診療報酬支払基金からの確定通知による増減補正で、7款共同事業拠出金は国保連合会からの確定通知による減額補正でございます。

8款1項特定健康診査等事業費341万6,000円の減額は、決算見込みによる補正を、9款1項償還金及び還付加算金1,292万円の増額は、療養給付費等国庫負担金の返還金で、国の確定通知による補正でございます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第7号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を文教厚生委員会に付託します。

---

## 日程第12、議案第8号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第8号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） それでは、議案書の23ページをお願いいたします。

議案第8号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成28年度歳入歳出補正予算で説明いたします。

補正予算書の62ページをお願いいたします。

平成28年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,060万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次のページ、63ページをお願いします。

まず、歳入からです。

1款1項後期高齢者医療保険料880万円の増額は、29年1月末の調定額及び収納率により算定をしました決算見込みによる補正でございます。

3款1項他会計繰入金169万2,000円の減額は、事務費繰入金及び広域連合から通知されました保険基盤安定繰入金の補正です。

4款1項繰越金1,322万9,000円の増額は、前年度の保険料繰越金1,184万7,000円を含めたところの補正です。

5款諸収入26万6,000円の増額は、決算見込みによる補正です。

次に、歳出です。

64ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費21万6,000円減額は、不用となったシステム改修業務委託料を、2項徴収費30万円の減額は需用費の決算見込みにより補正をしております。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金2,206万9,000円の増額は、歳入予算の保険料、前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付します負担金の補正となります。

3款1項償還金及び還付金50万円の減額は1月末の支出済み額を、4款予備費は全額を減額しております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第8号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第8号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第13. 議案第9号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第9号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の24ページをお願いします。

議案第9号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の73ページをお願いします。

平成28年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,615万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,624万円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は第2表地方債補正により御説明いたします。

74ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正の歳入です。

主なものは、1款1項負担金、補正額2,400万円は、決算見込みにより受益者負担金を増額補正しております。

2款1項使用料、補正額100万円も決算見込みにより増額補正しております。

5款1項他会計繰入金、補正額マイナス873万7,000円は、一般会計繰入金の収支調整による減額でございます。

8款1項町債、補正額マイナス7,250万円は下水道事業債で、これは町工事量の減及び水道補償費の減並びに落札残等に伴う減額補正でございます。

75ページお願いします。

歳出でございます。

1 款 1 項総務管理費、補正額 1,889 万 9,000 円は、委託料、負担金補助及び交付金等の執行残で 407 万円を減額し、下水道施設整備基金積立金 2,296 万 9,000 円を計上し、これらを差し引きした補正でございます。

2 款 1 項下水道事業費、補正額マイナス 7,505 万 4,000 円は、委託料、工事請負費、負担金等の落札残及び保障補填及び賠償金の不用額を減額補正するものでございます。

76 ページをお願いいたします。

第 2 表地方債補正でございます。

1、変更。起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額 3,390 万円を 2,540 万円に変更。これは、平成 28 年度流域下水道建設費の確定に伴う減額補正でございます。次に、多々良川流域関連公共下水道分、限度額 2 億 9,400 万円を 2 億 3,000 万円に変更。これは、町工事量の減及び水道補償費の減、落札残等による減額でございます。

起債の方法、利率、償還の方法等の変更はございません。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 9 号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 9 号平成 28 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第 14. 議案第 10 号

○議長（三角 良人） 日程第 14、議案第 10 号平成 28 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の 25 ページをお願いします。

議案第 10 号平成 28 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 28 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の 85 ページをお願いします。

平成 28 年度須恵町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ60万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,647万3,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

86ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。

第1款第1項分担金、補正額409万9,000円は、決算見込みにより受益者分担金を増額補正しております。

2款1項使用料、補正額マイナス13万円は、決算見込みによる減額補正でございます。

3款1項他会計繰入金、補正額マイナス456万9,000円は、一般会計繰入金の収支調整による減額でございます。

87ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款1項農業集落排水事業費、補正額マイナス60万円は、委託料の執行残でございます。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第10号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第15. 議案第11号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第11号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の26ページをお願いします。

議案第11号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の92ページをお願いします。

第1条、平成28年度須恵町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

初めに、収入。

第1款第1項営業収益、補正額2,000万円は水道使用料及び手数料の決算見込みによる増額でございます。

支出。

第1款第1項営業費用、補正額マイナス639万5,000円。主なものは原浄費及び配給費の委託料、材料費、路面復旧費、受水費等の決算見込みによる減額でございます。

次に、第2項営業外費用、補正額マイナス65万円。主なものは前年度に借り入れた企業債の利率の確定に伴う減額でございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

初めに、収入。

第1款第1項負担金、補正額マイナス2,000万円は移設補償費に伴う工事負担金の減額でございます。

第2項企業債、補正額マイナス1,620万円は緊急時用連絡管布設工事に伴う企業債の減額でございます。

次に、支出。

第1款第1項改良費、補正額マイナス3,000万円は、配水管等施設改良に伴う工事請負費の工事量の減による減額でございます。

第3条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,638万9,000円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

93ページをお願いします。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正するものでございます。

起債の目的、水道事業債、変更前限度額8,810万円を変更後7,190万円に緊急時用連絡管布設工事に伴う企業債の減額でございます。

起債の方法、利率、償還の方法等の変更はございません。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第11号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号平成28年度須恵町水道事

業会計補正予算（第3号）を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第16. 議案第12号

○議長（三角 良人） 日程第16、議案第12号須恵町立図書館協議会条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。川津社会教育課長。

○社会教育課長（川津 政文） 議案書の27ページをお願いいたします。

議案第12号須恵町立図書館協議会条例の制定についてでございます。

須恵町立図書館協議会条例の制定について、別紙のとおり提出する。

提案理由。図書館法第14条第1項に規定する図書館協議会を設置し、必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要があるため提案するものでございます。

次のページをお願いいたします。

要旨につきまして、説明させていただきます。

須恵町立図書館協議会条例。

この協議会を設置することにより、図書館に対する意見を幅広く取り入れ、指導、助言等により、図書館運営並びに図書サービスの充実を図り、図書館の振興、発展につなげたいと考えております。

協議会の定数は6名以内とし、学校教育、社会教育関係者、家庭教育に資する関係者、学識経験者の中から教育委員会が任命し、任期は2年を考えています。

附則として、この条例は平成29年4月1日から施行するものであります。

以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第12号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第12号須恵町立図書館協議会条例の制定についてを文教厚生委員会に付託します。

---

#### 日程第17. 議案第13号

○議長（三角 良人） 日程第17、議案第13号須恵町表彰条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） 議案書は29ページをお願いいたします。

議案第13号須恵町表彰条例の一部を改正する条例について。

提案理由としまして、固定資産評価審査委員会委員を本条例第5条に規定します功労表彰の対象とするために、当該条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

内容の説明につきましては、31ページの新旧対照表をお願いいたします。

改正前の体育指導委員会会長を削りまして、人事議案として議会の同意をいただいております固定資産評価審査委員会委員を追加するものでございます。

30ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は平成29年4月1日から施行するものです。

以上のとおり、よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第13号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号須恵町表彰条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

---

#### 日程第18. 議案第14号

○議長（三角 良人） 日程第18、議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） 議案書は32ページをお願いします。

議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

提案理由としまして、級別標準職務分類表の4級及び5級に定める職員の見直しに伴い、当該条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

内容の説明につきましては、34ページの新旧対照表をお願いします。

改正前は5級に所長補佐、園長補佐と、所長、園長を職づけしておりましたが、改正後は保育所長補佐、幼稚園長補佐を4級へ見直すものでございます。

33ページに戻っていただきまして、附則で、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上のとおり、よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第14号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

---

### 日程第19. 議案第15号

○議長（三角 良人） 日程第19、議案第15号須恵町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。甲能税務課長。

○税務課長（甲能 裕和） 議案書の35ページをお願いいたします。

議案第15号須恵町税条例等の一部を改正する条例です。

提案理由です。地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）等が平成28年3月31日に公布され、平成29年4月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要があるため提案するものです。

議案書43ページから59ページをお願いいたします。

新旧対照表を添付しております。これにより説明させていただきます。

43ページをお願いします。

第1条関係です。第36条の2で、法律改正に合わせ特定認定、特定非営利活動法人に名称の変更の規定を整備しております。

44ページをお願いいたします。

附則で、第7条の3の2、住民税における住宅ローン控除制度の適用年限の延長を行っております。

その下、第16条、軽自動車税の税率の特例は、法律改正に合わせて規定の整備となっております。

46ページをお願いいたします。

2条関係です。第18条の3では、現行軽自動車税を種別割に名称を変更するものと文字の訂正となっております。

第19条は、法律改正に合わせて規定の整備となっております。

47ページをお願いいたします。

第34条の4、法人税割の税率は、法律改正に合わせて税率を引き下げることに伴う規定の整備となっております。

その下、第80条、軽自動車税の納税義務者等から、54ページ、第91条、電動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付までは、環境性能割の規定と現行の軽自動車税を種別割に名称変更する等の規定の整備となっております。

55ページ、お願いいたします。

2条関係の附則で、第15条の2で軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例。

15条の3で、軽自動車税の環境性能割の減免特例。

15条の4、環境性能割の納付申告の特例。

第15条の5で、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取り扱い費の交付についての規定。

第15条の6で、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について、法改正に合わせて規定の整備となっております。

54ページをお願いいたします。

第16条については、法改正に伴い、種別割の特例の規定の整備となっております。

58ページをお願いいたします。

3条関係になります。附則で、第6条でも現行の軽自動車税を種別割に名称を変更する等の整備を行っております。

ページ戻りまして、42ページをお願いいたします。

改め文の附則として、第1条で施行期日を定め、この条例は平成29年4月1日から施行します。

ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行いたします。

第1号。第1条中、須恵町税条例附則第7条の3の2、第1項の規定、公布の日から施行いたします。

第2号。第2条及び3条の改正規定並びに次の条及び附則第4条の規定は、平成31年10月1日から施行します。

今回の改正内容につきましては、さらに委員会で説明させていただきたいと思います。

以上となっております。審議よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、議案第15号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号須恵町税条例等の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

---

## 日程第20、議案第16号

○議長（三角 良人） 日程第20、議案第16号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。川津社会教育課長。

○社会教育課長（川津 政文） 議案書 60 ページをお願いいたします。

議案第 16 号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例。

須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由。須恵町スポーツ公園の位置表示を整理するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

62 ページの須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例新旧対照表をお願いいたします。

現在、名称としてスポーツ公園、卓球場、弓道場と別々に明記しておりますが、同一場所に施設が設置されており、この 3 つの施設をまとめてスポーツ公園と呼称をいたしております。今回、このことから施設条例につきましても、スポーツ公園のみの明記とし、位置につきましては総合的な受け付けや管理を行っております卓球場の位置に統一するものでございます。

61 ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は平成 29 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

以上であります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 16 号を文教厚生委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 16 号須恵町立社会教育施設設置条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第 21. 議案第 17 号

○議長（三角 良人） 日程第 21、議案第 17 号須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。川津社会教育課長。

○社会教育課長（川津 政文） 議案書 63 ページをお願いいたします。

議案第 17 号須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例。

須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由。須恵町スポーツ公園及び須恵町立旅石広場の使用料及び使用者区分の改定を行うため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

65、66 ページの須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例新旧

対照表をお願いいたします。

別表1、第9条関係。須恵町社会体育施設使用料でございます。

現在、スポーツ公園におけるテニス場、卓球場、弓道場につきましては、町内、町外者の使用金額が同額でございます。新たに使用者区分、金額におきましても町内利用者の方を最優先に考え、町外料金を新設するものでございます。

また、旅石広場につきましては、幼児園の催しや町内クラブチーム、地元の行事を最優先に考え、主要区分の町外利用者区分を削除いたしております。

64ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は平成29年10月1日から施行するものでございます。

以上であります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第17号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号須恵町立社会体育施設の管理運営に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

---

## 日程第22、議案第18号

○議長（三角 良人） 日程第22、議案第18号須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。川津社会教育課長。

○社会教育課長（川津 政文） 議案書67ページをお願いいたします。

議案第18号須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例でございます。

須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由。須恵町文化会館の使用料の改定を行うため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

69、70ページの須恵町文化会館設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をお願いいたします。

別表1でございますが、第9条関係、須恵町文化会館使用料。

現在、アザレアホールは、ホール及び舞台以外の施設である楽屋、研修室、リハーサル室、大会議室、和室、茶室につきましては別表のとおり、冷暖房の利用期限が限定されております。今

回、利用者の方より期間外の冷暖房の使用要望があり、別表のとおり冷暖房の期間を限定することなく年間を通じて使用できるように使用料金を改定するものでございます。

68ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は平成29年10月1日から施行するものでございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第18号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号須恵町文化会館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

---

### 日程第23. 議案第19号

○議長（三角 良人） 日程第23、議案第19号須恵町カルチャーセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。川津社会教育課長。

○社会教育課長（川津 政文） 議案書71ページをお願いいたします。

議案第19号須恵町カルチャーセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由。須恵町カルチャーセンターの使用料の改定を行うため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

73ページの管理運営に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をお願いいたします。

第7条関係、須恵町カルチャーセンター使用料でございませぬ。

現在、カルチャーセンターの大会議室、研修室、和室につきましても、冷暖房の使用期間が別表のとおり限定されております。今回、アザレアホールと同様に、新たに別表のとおり冷暖房の期間を限定することなく、年間を通じて冷暖房が使用できるように使用料金を改定するものでございませぬ。

72ページに戻っていただきまして、附則として、この条例は平成29年10月1日から施行するものでございませぬ。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第19号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号須恵町カルチャーセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。昼食休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、昼食休憩といたします。

再開を13時といたします。休憩に入ります。

午後0時02分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第24. 議案第20号

日程第25. 議案第21号

日程第26. 議案第22号

日程第27. 議案第23号

日程第28. 議案第24号

日程第29. 議案第25号

○議長（三角 良人） 日程第24、議案第20号平成29年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第25、議案第21号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第26、議案第22号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第27、議案第23号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第28、議案第24号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第29、議案第25号平成29年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まず、議案第20号について、満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） 議案第20号平成29年度須恵町一般会計予算についてでございます。

議案書では74ページでございますが、別冊の平成29年度一般会計歳入歳出予算書の1ページからお願いいたします。

平成29年度須恵町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83億5,000万円と定める。第2項の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により説明いたしま

す。

第2条の地方債は第2表地方債により、第3条の債務負担行為は第3表債務負担行為により説明をいたします。

第4条におきましては一時借入金、第5条におきましては歳出予算の流用を規定いたしております。

それでは、3ページの第1表歳入歳出予算をお願いいたします。

まず、歳入でございます。このページと、前年度比較をあらわしております11ページになりますが、総括表をあわせてごらんいただければ、わかりやすいかと思えます。

では、歳入の主な構成比、対前年度比較をしながら申し上げてまいります。

1款町税は、歳入全体の33.4%、対前年度比較は5,098万2,000円、1.9%の増収を見込んでおります。

2款地方譲与税から10款交通安全対策特別交付金までは、平成29年度の国の地方財政計画における対前年度伸び率に基づいて計上をしております。

6款地方消費税交付金は、歳入全体の5.3%を占めております。これは、平成26年4月から消費税が引き上げられました、その消費税が28年度から収入されておまして、29年度の消費税交付金につきましては、対前年度比較で6,600万円の減額、率にしまして13.1%のマイナスとしております。

9款地方交付税は、歳入全体の22.8%を占めております。国の地方財政計画では、対28年度比2.2%の減収と見込まれておりますが、本町の当初予算では、財源保留額を見込みまして、マイナス9.3%で計上いたしております。

次の4ページをお願いします。

13款国庫支出金は、歳入全体の10.4%を占めております。前年度は臨時福祉給付金2億7,000万円余りの国庫補助金がございましたので、対前年度比較では、減額の3億366万3,000円、マイナスの25.9%と大幅な減少を示しております。

14款県支出金は、歳入全体の6.5%を占めております。国保の基盤安定負担金及び障害者自立支援に係る県負担金が増額しまして、対前年度比較では増額の2,143万7,000円、4.1%の増としております。

16款寄附金は、対前年度比較は3,569万円の増額です。これは、仮称ですが、城山防災会館建設に係ります寄附金3,000万円の計上を含んでおります。

17款繰入金は、歳入全体の6.1%を占めております。財政調整基金からの繰り入れを5億1,000万円、現時点では予定しております。

19款諸収入、対前年度比較1億627万7,000円の減額は、前年度行いましたプレミア

ム付き商品券の販売事業を、29年度は商工会へ委託しますので、その販売収入1億1,500万円が減額となっております。

20款町債は、歳入全体の6.6%を占めております。前年度の町債には、アザレア幼児園建設に係る多額の起債がございましたので、対前年度比較では減額の7,420万円、マイナスの11.9%としております。

以上が主な歳入でございますが、1款の町税から9款の地方交付税までの、地方の安定的な財政運営に必要な財源、いわゆる一般財源の割合は60.1%で、前年度に比べ相対的に0.6ポイント、わずかですが、前年度に続き低くなっております。

次に、6ページをお願いします。歳出でございます。

歳入と同様、対前年度比較をあらわした総括表が12ページにございますので、あわせて御参照ください。

まず、2款総務費は歳出全体の10.4%、前年度当初予算には、1項総務管理費にプレミアム付き商品券の販売事業1億4,800万円、4項選挙費には、参議院議員通常選挙の費用がございましたので、対前年度比較は18.6%のマイナスとしております。

3款民生費は、歳出全体の39.7%、前年度当初予算には1項社会福祉費で、臨時福祉給付金2億7,000万円余り、2項児童福祉費で、アザレア幼児園建設事業費に3億1,000万円ほどございましたので、対前年度比較では、12.4%のマイナスとしております。

4款衛生費は、歳出全体の11.9%、2項清掃費で、3町清掃施設組合負担金に6,000万円弱の減額があり、対前年度比較はマイナスの8.7%としております。

6款農林水産業費は、歳出全体の3.9%、1項農業費で、旅石地区水路改良工事1億5,000万円を計上しているため、92.3%の増としております。

7ページ、8款土木費は、歳出全体の8.8%、2項道路橋梁費では、社会資本整備総合交付金を充当しての、道路改良費の事業費の減額、4項都市計画費では、須恵中央駅前用地取得費5,000万円弱を計上、5項下水道費では、公共下水道事業特別会計への操出金2億9,748万円余りを計上しております。全体の対前年度比較では、5.7%のマイナスとしております。

9款消防費は、歳出全体の5%、粕屋南部消防組合への負担金を2億8,300万円、仮称ですが、城山防災会館建設工事に8,500万円を計上しております。

10款教育費は、歳出全体の11.2%、2項小学校費では、1,000万円余りの増額、3項中学校費では、前年度は須恵中学校校舎外壁改修などございましたので、29年度は1,000万円弱の減額、5項社会教育費では、前年度アザレアホールの空調工事が終了しておりますので、4,000万円余りの減額となり、教育費全体の対前年度比較では、13.5%のマ

イナスとしております。

12款公債費は、歳出全体の6.8%、前年度は据置期間終了の元金の償還開始により、8年ぶりに増額となりましたが、29年度は対前年度比較5.6%のマイナスとしております。

次に、8ページの第2表地方債をお願いします。

起債の目的を、限度額の大きなものから申し上げますと、まず、臨時財政対策債3億3,000万円、次に、旅石地区水路改良事業債1億1,250万円ほか、ごらんとおりでございます。起債の方法は証書借入れ、利率は4%以内、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、9ページ、第3表債務負担行為でございます。

債務を負担する行為をすることができる事項としまして、オープンイノベーションセンター（仮称）内装ほかリースについて、期間を平成29年度から平成34年度まで、限度額を5,000万円の債務負担行為を設定するものでございます。

以上、平成29年度に必要といたします一般会計予算の概要説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 次に、議案第21号及び議案第22号について、梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 議案書の75ページをお願いします。議案第21号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成29年度特別会計歳入歳出予算書で説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出の予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億1,600万円と定める。この予算総額は、前年と比較いたしまして、1.1%、4,300万円の増額となっています。国保の被保険者は380人ほど減少しておりますが、1人当たりの医療、及び医療費総額は増加しておりますので、それを反映させた予算編成となっております。2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしてしております。

次のページ、3ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項国民健康保険税、5億3,810万2,000円、対前年度比較は3.6%の増です。税率改定後の数値で、昨年11月末現在を基準といたします被保険者数と、平成28年度中の所得により、試算を行っております。

3款国庫支出金、8億3,771万9,000円、4.8%の増です。1項国庫負担金は、国の補助率であります医療費の32%、2項国庫補助金では補助率9%で算定しております。

4款1項療養給付費交付金、9,910万1,000円、0.6%の減です。退職者被保険者の医療給付に対しまして、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものですが、退職者医療制度

は平成26年度をもって終了、それ以降の新規加入者はいません。この交付金は確実に毎年減少していく予算でございます。

5款1項前期高齢者交付金、8億4,308万8,000円、2.1%の減になります。当該年度の概算額と、前々年度の精算額により交付されるものです。

6款県支出金、2億1,220万8,000円、22.7%の減になります。県が、療養の給付費に要する費用の9%を基準に交付するものです。保険財政共同安定化事業の影響で減額となったものです。

7款1項共同事業交付金、9億2,344万9,000円、20.2%の増になります。これは、国保連合会が保険者から集めた拠出金を財源といたしまして、高額な医療費の一時的な支出に対して交付するものです。

8款1項他会計繰入金、3億6,080万7,000円、19.9%の減になります。法定外の一般会計繰入金、いわゆる赤字補填分につきましては、9,000万円の減額となっております。続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

1款総務費、5,268万7,000円、対前年度比較は25.9%の増です。人件費とレセプト点検の委託料は主なものですが、今年は30年度の国保制度改革に係るシステム委託料が増額の要因となっております。

2款保険給付費、23億2,509万6,000円、0.4%の増になります。1項療養費、2項高額療養費が主なものですが、減少傾向の被保険者に対し、1人当たり及び医療費総額は増加すると見込まれます。

3款後期高齢者支援金と、次の4款前期高齢者納付金と、6款介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金の算出基準に従いまして計上しております。

7款1項共同事業拠出金、9億1,883万8,000円、3.9%の増になります。平成25年度から平成27年度までの3カ年の医療費から算出されるもので、国保連合会へ拠出するものです。

8款1項特定健康診査等事業費、2,431万3,000円、3.1%の増になります。生活習慣病を中心とした疾病予防と、医療費の伸びを抑制する予算を計上しております。

ここで、7ページの歳入をお願いします。

予算総額に対する構成比を申しますと、一番多いのが7款共同事業交付金、これが24.2%。次に5款前期高齢者交付金、これが22.1%。3款国庫支出金が22.0%となっており、国民健康保険では4番目で、14.1%となっております。

次の8ページ、9ページをお願いします。

歳出では、2款の保険給付費、医療費のことですが、これが60.9%。次に大きいところが、

7 款の共同事業拠出金 24.1%で、この2つで国保会計の85%を占めていることとなります。  
国民健康保険特別会計は以上です。

続きまして、議案第22号平成29年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出についてでございます。

議案書は76ページですが、このまま当初予算で説明させていただきます。

予算書の53ページをお願いします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億1,200万円と定める。  
前年度と比較しますと、11.0%、3,100万円の増額となっております。第2項歳入歳出の  
款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしております。

次のページ、55ページをお願いします。歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料、2億2,730万円、対前年度比較14.1%の増でございます。  
これは、福岡県後期高齢者医療広域連合が試算いたしました額を計上しております。

3款1項他会計繰入金、8,464万2,000円、対前年度比較3.5%の増でございます。  
人件費を含む事務に係ります繰入金と、保険料軽減分に相当いたします保険基盤安定繰入金を計  
上しております。

次のページ、56ページをお願いします。歳出でございます。

1款総務費、560万9,000円、対前年度比較23.7%の減でございます。職員1人分の  
人件費が主な予算でございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金、3億492万2,000円、対前年度比較12.0%  
の増でございます。歳入の保険料、保険基盤安定繰入金などで収納いたしましたものを、広域連  
合へ納付するものでございます。

以上、平成29年度後期高齢者医療特別会計の主な予算でございます。よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 続いて、議案第23号から議案第25号について、石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 別冊の特別会計歳入歳出予算書の81ページをお願いいたします。

議案第23号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

平成29年度須恵町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億700万円と定めるも  
のでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。  
地方債第2条、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起  
債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債により御説明いたします。

次の83ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算の歳入でございます。

主なものは、1款分担金及び負担金、1項負担金、1,796万9,000円、前年比25.9%の増は、供用開始面積の増によるものでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、2億4,586万3,000円、前年比5.1%の増は、前年度実績による増、及び共同住宅の使用開始分を見込んでおります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1億2,800万円、前年度比4.1%の増でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、2億9,748万7,000円、前年比0.4%の減でございます。2項基金繰入金、3,307万1,000円、前年度比4.7%の増は、平成25年度から28年度までの基金積み立てから、当該年度の29年度の基金へ繰り入れるものでございます。

7款諸収入、2項還付消費税、300万円、前年度と同額でございます。

8款町債、1項町債、3億8,160万円、前年比19.4%の減でございます。管渠築造工事等の減によるものでございます。

次の84ページをお願いします。歳出でございます。

主なものは、1款総務費、1項総務管理費、2億339万8,000円、前年比5.7%の増は、汚水処理量の増に伴う、維持管理負担金の増によるものでございます。

2款1項下水道事業費、4億4,137万2,000円、前年比17.3%の減は、実施設計業務委託料、及び管渠築造工事請負費、並びに水道管等移設補償費等の減によるものでございます。

3款1項公債費、4億6,155万6,000円、前年比2.4%の増は、償還元金の増によるものでございます。

次の85ページでございます。第2表地方債、起債の目的、下水道事業債。初めに多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額3,070万円、多々良川流域関連公共下水道分、2億1,490万円。資本費平準化債、公共下水道分、6,580万円。資本費平準化債、流域下水道分、2,330万円。特別措置分、4,690万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

続きまして、115ページをお願いします。

議案第24号平成29年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

平成29年度須恵町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,900万円と定めるものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。

地方債第2条、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債により御説明いたします。

次の117ページをお願いします。第1表歳入歳出予算の歳入でございます。

主なものは、2款使用料及び手数料、1項使用料、717万8,000円、前年比3.2%の減は、前年度実績による減を見込んでおります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、4,841万2,000円、前年比5.1%の増でございます。

6款町債、1項町債、2,340万円、前年比0.4%の減でございます。

次の118ページをお願いします。歳出でございます。

主なものは、2款1項農業集落排水事業費、1,459万9,000円、前年比6.1%の増は、施設修繕費及び2カ所の処理施設の植木剪定委託料の増によるものでございます。

3款1項公債費、6,301万6,000円、前年比2.7%の増でございます。償還元金の増によるものでございます。

次の119ページ、第2表、地方債でございます。起債の目的、下水道事業債。資本費平準化債、限度額2,340万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

続きまして、別冊の水道事業会計予算書の1ページ目をお願いいたします。

議案第25号平成29年度須恵町水道事業会計予算についてでございます。

第1条、平成29年度須恵町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。(1)給水戸数、1万367戸、前年比0.8%増の見込みでございます。(2)年間総給水量、267万1,353立方メートル、前年比0.9%増の見込みでございます。(3)年間有収水量、249万5,044立方メートル、前年比0.9%増の見込みでございます。(4)1日平均給水量、7,318立方メートル、前年比0.9%増の見込みでございます。(5)建設改良事業費、3億1,558万9,000円、前年に比べ、28.9%の増、これは、配水施設改良事業の増によるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。まず、収入は第1款水道事業収益、6億4,166万2,000円、前年比4.1%の増、主なものは水道使用量の増によるものでございます。次に、支出は、第1款水道事業費、5億5,514万4,000円、前年比4.5%の減、主なものは、営業費用の減価償却費のうちで、機械及び装置の減によるものでございます。

次の2ページをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。まず、収入は第1款資本的収入、2億4,155万円、前年比58.7%の増、これは、配水管改良に伴う企業債借り入れ、及び国庫補助金の増によるものでございます。

次に、支出は、第1款資本的支出、3億9,177万6,000円、前年比21.5%の増、これは、配水施設改良費の増によるものでございます。

第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,022万6,000円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる企業債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、水道事業債、限度額1億5,220万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次の3ページでございます。

第6条、次に掲げる経費の流用については、議会の議決を得なければならないものでございます。(1)職員給与費、9,431万円、前年比0.9%の減は、人事異動によるものでございます。(2)交際費、10万円、前年と同額でございます。

第7条、たな卸資産の購入限度額は、500万円と定める。これは、量水器の購入限度額でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(三角 良人) これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第20号から議案第25号については、先ほど設置しました予算審査特別委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第25号は、予算審査特別委員会に付託し、審査することに決定しました。

ここでお諮りします。提案理由の説明が終わりましたので、暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩することに決定しました。時間を総務建設産業委員会の審査が終わり次第とします。休憩に入ります。

午後1時33分休憩

.....

午後2時03分再開

○議長(三角 良人) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りします。付議されました議案第3号、議案第4号については、休憩後、日程を追加することとなっておりますので、ここで日程を追加し、日程第30を議案第3号、日程第31を議案第4号とし、議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し議題とします。

---

### 日程第30. 議案第3号

○議長（三角 良人） 日程第30、議案第3号工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第3号工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

工事名、須恵東中学校大規模改造工事、契約方法、指名競争入札、請負金額、2億2,572万円、請負者因・吉松建設工事共同企業体、代表者、福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻68番地2、因建設株式会社代表取締役因善一、契約保証の方法、契約保証金2,257万2,000円、条件、工期は、契約の効力が生じた日から平成29年9月29日までとなります。

今回の工事につきましては、須恵町共同企業体運用要綱の規定に基づき、ジョイントベンチャー方式を採用し、第1グループ8社、第2グループ8社を指名いたしまして、1月11日に特定建設工事共同企業体を結成のための予備指名通知、1月25日に特定建設工事共同企業体の結成の申請、1月26日に特定建設工事共同企業体8企業体に、本指名通知及び仕様書の配付、平成29年2月23日に入札会を実施いたしました。その結果、因・吉松建設工事共同企業体が落札したものであります。落札率は95.69%、設計額に対する請負率は95.69%でございました。

質疑といたしましては、工期が間に合うのかの質疑に対しまして、非常に厳しいと、そのため、早く契約を終わらせて、特別室等の器具等の製作が間に合わないのでは、ということもありましたけども、何とか間に合うということでございました。また、トイレが和式をほとんど洋式に変え、和式も少しは残すとのことであります。

採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第3号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第3号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第3号工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第31. 議案第4号

○議長（三角 良人） 日程第31、議案第4号工事請負契約の変更についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。松山委員長。

○総務建設産業委員長（松山 力弥） 議案第4号工事請負契約の変更について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

工事名、変更ありません。契約方法、指名競争入札、変更なし。請負金額、変更前6,750万円、変更後6,721万5,960円。請負者、変更はありません。契約保証の方法、変更なし。条件、工期も変更ありません。この変更の理由につきましては、総工事延長の変更によるものでございます。前回の工事総延長、3.85メートル減でありまして、総延長が1,067.25メートルに変更されたものでございます。

採決の結果、委員会全員賛成で可決でございます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第4号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第4号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第4号工事請負契約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議終了後、2時20分から議会運営委員会を開催しますので、委員の方は特別会議室に御集合願います。

次の本会議は、3月6日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午後2時08分散会

---